

沖縄労働局発表  
 平成27年5月29日

担 当	沖縄労働局 雇用均等室長	松野市子
	地方育児・介護 休業指導官	江畑 泉
電話 (098) 868-4380		

**「社会医療法人 敬愛会」を「子育てサポート企業」に認定！**  
 — 男性の育児休業 2年間に7名取得 6月2日(火)「認定授与式」 —

沖縄労働局(局長 待鳥浩二)は、「次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)」に基づく「子育てサポート企業」として、社会医療法人 敬愛会 を認定しました。(取り組み内容は資料1)

これにより沖縄県内の認定企業は12社になりました(資料2)。6月2日に開催される「改正パートタイム労働法及び次世代育成支援対策推進法等説明会」において、認定授与式を執り行うこととしています。

1 認定企業について(子育てサポート企業「くるみん」認定)

■平成27年第1号認定企業「社会医療法人 敬愛会」  
 (本部所在地:沖縄市 労働者数:約 1,400 人)

【認定のポイント】

- 2年間の計画期間中に女性の育児休業取得率が99%、男性7名が育児休業を取得するなど、9つの認定基準を満たしました。
- 生後2か月から未就学児まで預かる院内託児施設を運営。
- 所定外労働削減のため、全部署の残業時間数を院内周知。
- 年次有給休暇取得の取得促進のため、バースデー休暇等の設定や、消化が少ない職員へ取得を促すなど取り組み、消化率が7割へ向上。
- 計画期間中に小学生から大学生まで計 1,856 名の職場見学やインターンシップを受け入れた。



次世代認定マーク  
 (愛称:くるみん)

2 「認定授与式」の実施について

■ 「認定授与式」を下記の改正パート法及び次世代法等説明会の中で行います。(資料3)

- 1 日時 : 平成27年6月2日(火) 午後 2時～
- 2 場所 : 沖縄労働局 2階 大会議室 (那覇市おもろまち2-1-1)
- 3 内容 : 認定通知書、次世代認定マーク授与 等

### 3 次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出状況について(平成27年4月末現在)

次世代法により、101人以上の従業員を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出るとともに、その内容を公表し、従業員へ周知することが義務付けられています。

■ 平成27年4月末の「一般事業主行動計画」届出状況は下記のとおりです。

301人以上の企業は88.4%、101～300人の企業は81.9%企業が届け出ています。

企業規模 (常用雇用労働者数)	届出企業数	企業数 (雇用均等室把握)	届出率
301人以上	84社	95社	88.4%
101人以上300人以下	208社	254社	81.9%
100人以下	126社	—	—
合計	418社	—	—

#### \* 次世代法に基づく認定とは

次世代法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」)とは、企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての計画期間、目標、目標達成のための対策を定めるものです。(次世代法:参考1)

行動計画を策定・届出し、一定の認定基準を満たすと認定を受けることができます。平成27年4月1日施行の改正法では、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する特例認定(プラチナくるみん)制度が創設されました。(認定基準:参考2、改正次世代法について:参考3)

#### \* 認定のメリットは

「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けた企業は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を自社の商品、名刺、広告、求人広告などにつけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保等が期待されます。また、建物等の割増償却を受けられる税制上の優遇措置(くるみん税制)を受けることができます。

#### ◆ くるみん税制について ◆

平成30年3月31日までにくるみん認定を受けた企業は認定を受けた事業年度1年間、プラチナくるみん認定を受けた企業は3年間、次世代育成支援に資する資産であって、一般事業主行動計画に記載された資産(器具備品、車両運搬具、建物及びその附属施設)について、普通償却限度額の最大32%の割増償却を受けられる制度です。

#### 添付資料

資料1 : [「認定企業の取り組み 社会医療法人 敬愛会」](#)

資料2 : [「沖縄労働局における次世代法に基づく認定企業名簿」](#)

資料3 : [「改正パートタイム労働法等説明会ご案内」](#)

参考1 : [「次世代育成支援対策推進法\(抄\)」](#)

参考2 : [「認定基準」](#)

参考3 : [「くるみん認定 プラチナくるみん認定」\(リーフレット\)](#)

参考4 : [「仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充\(所得税、法人税\)」](#)